

ひろばちがさき

No.945

新政ちがさき

2011年10月28日 茅ヶ崎市茅ヶ崎1-1-1市役所内0467 (82) 1111

新政ちがさき有志

岸 正 明 87-8766

こいそ妙子 52-6731

和 田 清 84-9969

よしかわ和夫 86-0032

西田 淳一 83-7293

議会基本条例の施行により、初の議会報告会が開催！！

茅ヶ崎市議会では、長年に渡って、議会制度検討会を立ち上げ、議会改革に取り組んでまいりました。一昨年策定された茅ヶ崎市自治基本条例制定に続き、昨年には、議会基本条例を制定いたしました。

●地方分権、進む権限移譲！

地方分権推進という大きな動きの中で、「自分のまちの事は、自分たちで決める」という考え方が広がっています。具体的には、国や県の事務業務を基礎自治体である市町村に移管している動きです。

具体例を上げると、現在開設に向けて進んでいる「パスポルトセンター」があります。現在、辻堂北口の湘南〇〇内に、茅ヶ崎市・藤沢市・寒川町の2市1町（湘南東部圏域）共同で設置し、パスポルト発行などの県の業務移管を受け、2市1町の法定協議会がその運営を行うものなのです。

その他でも、介護保険や障がい者自立支援法に於ける地域密着型事業に関しては、市町村がその設置や許可業務を行うことになっていきます。

そうした背景の中で、我がまち茅ヶ崎の最高規範としての条例「自治基本条例」が制定され

たわけです。

●開かれた議会へ、改革推進！

そうした大きな流れの中で、地方議会の役割や機能も、改革推進が求められ、昨今の政治不信の風潮にも対応するため、議会改革が要求されています。

昨年は、議員報酬削減・議員定数削減などの、答申や請願が出され、議員定数を30から28に減員いたしました。

また、議会費削減のための取組や、今まで非公開であった定例行政報告会を廃止し、公開されている全員協議会に包含すること、より市民に開かれた議会を目指しています。

市民の目線で見ると、目に見える形での抜本的改革には至らず、なかなか分かりにくいのが実態だとは思いますが、多くの方に、議会の活動を知っていただき、関心を持ってもらうことで、「身近な議会」を目指していきたいと思っております。

●議会として、市民へ発信！

こうした流れの中で、初めての議会報告会を開催いたします。今回は、議会基本条例のご説明と、先月審査しました22年度決算評価についての報告が主な内容になります。その中で、昨年度より取り組みを開始した、

事務事業評価の報告も含まれません。それ以外、議会についての質問や意見もお受けします。

報告会は2回開かれ、同じ内容で行います。ご都合の良い方へ出席いただければ幸いです。両報告会とも、全議員が出席し、半分の議員が進行・報告・質疑などを行い、残りの半分の議員が、裏方として会の進行を支えます。

●議会報告会概要

11月12日(土)10時～12時
総合体育館2階会議室

11月15日(火)19時～21時
市役所分庁舎6階
コミュニティーホール

内容

- 議会基本条例の概要について
- 決算特別委員会の審査報告
- 質疑応答

※問合せ先

茅ヶ崎市議会事務局

電話：0467-82-1111

内線 2321～2324

FAX：0467-82-1060

Email: gikai@city.chigasaki.k

anagawa.jp

次号は、公務の都合により「ひろばちがさき」はお休みします。